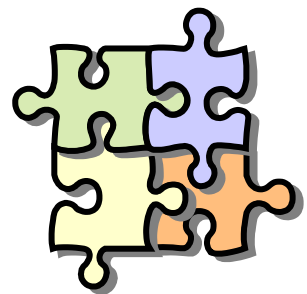


西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第3回会議資料

日時:平成14年8月20日(火)午後1時30分から
場所:丹原町文化会館 小ホール



西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会第3回会議次第

日時：平成14年8月20日（火）午後1時30分から

場所：丹原町文化会館 小ホール

1 開会

2 会長あいさつ

3 報告事項

（1）法定協議会における協議項目（案）について

4 議事

協議第2号 新市の名称について（継続協議）

協議第3号 新市の事務所の位置について（継続協議）

協議第4号 新市建設計画の策定方針について（継続協議）

5 第4回会議の開催日時等について

6 閉会

報告事項

- (1) 法定協議会における協議項目（案）について
 - 1 合併の方式
 - 2 合併の期日
 - 3 新市の名称
 - 4 新市の事務所の位置
 - 5 財産の取扱い
 - 6 議会議員の定数及び任期の取扱い
 - 7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
 - 8 地方税の取扱い
 - 9 一般職の職員の身分の取扱い
 - 10 地域審議会の取扱い
 - 11 特別職の職員の身分の取扱い
 - 12 条例・規則等の取扱い
 - 13 組織及び機構の取扱い
 - 14 一部事務組合等の取扱い
 - 15 使用料・手数料等の取扱い
 - 16 公共的団体等の取扱い
 - 17 補助金・交付金等の取扱い
 - 18 町名・字名の取扱い
 - 19 慣行の取扱い
 - 20 行政連絡機構等の取扱い
 - 21 各種事務事業の取扱い
 - (1) 国民健康保険事業関係
 - (2) 介護保険事業関係
 - (3) 福祉関係
 - (4) 保健関係
 - (5) 環境衛生関係
 - (6) 消防防災関係
 - (7) 人権・同和対策関係
 - (8) 農林水産関係
 - (9) 商工観光関係
 - (10) 都市計画関係
 - (11) 建設事業関係
 - (12) 上・下水道事業関係
 - (13) 教育関係
 - (14) 電算システム関係
 - (15) 情報公開関係
 - (16) 広報広聴関係
 - (17) その他の事務事業
 - 22 新市建設計画

協議第 2 号

新市の名称について（継続協議：当初提出日 平成 1 4 年 8 月 5 日）

上記について、調整方針（案）を別紙のとおり提出する。

平成 1 4 年 8 月 2 0 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊 藤 宏 太 郎

平成 年 月 日確認

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針（案）

協 議 項 目	新市の名称	関 係 項 目	
調 整 方 針	新市の名称については、法定協議会で、小委員会を設置して候補を選定し、協議会で協議する。		
留 意 事 項		先 例 地 の 事 例	備 考
新設合併（対等合併）の場合は、関係市町村がすべて廃されるので、新しい市の名称を決める必要があります。名称は、自由に決められますが、既に全国に同名の市がある場合は、これを用いることはできません。 編入合併（吸収合併）の場合は、編入する側の市町村が存続するので、新市名は決める必要はありませんが、編入合併に伴って編入する側が名称を変更することもできます。		○近年の先例地の事例 新設合併 ひたちなか市（H 6 . 1 1 . 1）：勝田市・那珂湊市 法定の合併協議会で確認 公 募 小委員会（1 2 名）で1 候補を選定（6 ヶ月） あきる野市（H 7 . 9 . 1）：秋川市・五日市町 法定の合併協議会で確認 小委員会（6 名）で結論が出ず協議会にて協議（4 ヶ月間） 篠山市（H 1 1 . 4 . 1）：篠山町・西紀町・丹南町・今田町 法定の合併協議会で確認 公 募（篠山を入れた名前でアイデア募集） 小委員会（1 2 名）で1 候補を選定（7 ヶ月間） 西東京市（H 1 3 . 1 . 2 1）：田無市・保谷市 法定の合併協議会で確認 公 募 選定小委員会（8 名）で1 0 候補を選定（1 0 ヶ月） 協議会で5 候補を選定 住民アンケートで最終選定 さいたま市（H 1 3 . 5 . 1）：浦和市・大宮市・与野市 任意の合併協議会で確認 公 募 検討委員会（1 9 名）で5 候補を選定 小委員会（1 0 名）で1 候補を選定（2 3 ヶ月） さぬき市（H 1 4 . 4 . 1）：津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町 公募の中から各町1 0 の候補を選出し、法定協議会で候補を選定 宇摩合併協議会（法定 H 1 4 . 7 . 1）：川之江・伊予三島市・土居町・新宮村 小委員会（1 6 名，議員、学識経験者で構成）で協議中	

協議第 3 号

新市の事務所の位置について（継続協議：当初提出日 平成 14 年 8 月 5 日）

上記について、調整方針（案）を別紙のとおり提出する。

平成 14 年 8 月 20 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊 藤 宏 太 郎

平成 年 月 日確認

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針（案）

協 議 項 目	新市の事務所の位置			関 係 項 目																	
調 整 方 針	新市の事務所の位置については、法定協議会で、小委員会を設置して検討し、協議会で協議する。																				
留 意 事 項				先 例 地 の 事 例	備 考																
市町村の事務所の位置は、地方自治法の規定により条例で定めることとされているため、新設合併の場合は、新たに条例でこれを定めることとなり、あらかじめ合併協議会の場で協議が必要となります。又、事務所の位置については、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならないとされています。これらを勘案し、事務所の位置を始め、事務所の建設の是非、事務所の事務の方式など事務所の位置を定める為の基本的な事項について小委員会で検討が予定されます。				○近年の先例地の事例 新設合併 北上市（H 3． 4． 1）：北上市・和賀町・江釣子村 旧北上市役所で（和賀町、江釣子村は支所）平成 6 年度から江釣子地区内に新庁舎を建設する。 小委員会（学識経験者 9 名） ひたちなか市（H 6． 1 1． 1）：勝田市・那珂湊市 旧勝田市役所 新庁舎建設計画なし あきる野市（H 7． 9． 1）：秋川市・五日市町 旧秋川市役所（分庁方式） 新庁舎の位置は、2 市町の庁舎にこだわらない。 小委員会（6 名） 新庁舎は、実際平成 1 2 年度に秋川市庁舎跡に建設。 篠山市（H 1 1． 4． 1）：篠山町・西紀町・丹南町・今田町 旧篠山町役場（支所方式） 西東京市（H 1 3． 1． 2 1）：田無市・保谷市 旧田無市役所（分庁方式） 新庁舎は建設しない。 さぬき市（H 1 4． 4． 1）：津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町 旧志度町役場（支所方式） 県内の状況 南宇和合併協議会（法定，H 1 3． 1 0． 2 設置）：内海村・御荘町・城辺町・一本松町・西海町 小委員会（1 0 名，行政 5、学識経験者 5 名）で協議中 宇摩合併協議会（法定，H 1 4． 7． 1 設置）：川之江市・伊予三島市・土居町・新宮村 小委員会（1 2 名，行政、議員、学識経験者で構成）で協議中																	
<table><tr><td>方 式</td><td>内 容</td><td>メリット</td><td>デメリット</td></tr><tr><td>本 庁 方 式</td><td>合併市町村の組織を一つの庁舎(本庁)に集約し、本庁以外の従来の庁舎は、支所、出張所とする。</td><td>事務の効率化が図られ、新市町村誕生の印象は強い。</td><td>新庁舎を建設するとなると莫大な費用がかかる。</td></tr><tr><td>分 庁 方 式</td><td>合併関係市町村の従来の庁舎に行政機能を持たせて振り分け利用する。</td><td>既存施設の利用のため、建設費は改装費程度で済む。</td><td>各業務を分散させた場合の住民に対する周知が必要であり、管理上は非効率的である。</td></tr><tr><td>総合支所方式</td><td>管理部門や事務局部門を除き、従来の合併関係市町村の庁舎における行政機能をそのまま残す。</td><td>住民や職員にとって最も現状に近く、サービスが容易に提供できる。</td><td>人件費等の削減が期待できにくく、合併による事務効率化が生かされない。新市の一体感に欠ける面もある。</td></tr></table>				方 式	内 容	メリット	デメリット	本 庁 方 式	合併市町村の組織を一つの庁舎(本庁)に集約し、本庁以外の従来の庁舎は、支所、出張所とする。	事務の効率化が図られ、新市町村誕生の印象は強い。	新庁舎を建設するとなると莫大な費用がかかる。	分 庁 方 式	合併関係市町村の従来の庁舎に行政機能を持たせて振り分け利用する。	既存施設の利用のため、建設費は改装費程度で済む。	各業務を分散させた場合の住民に対する周知が必要であり、管理上は非効率的である。	総合支所方式	管理部門や事務局部門を除き、従来の合併関係市町村の庁舎における行政機能をそのまま残す。	住民や職員にとって最も現状に近く、サービスが容易に提供できる。	人件費等の削減が期待できにくく、合併による事務効率化が生かされない。新市の一体感に欠ける面もある。		
方 式	内 容	メリット	デメリット																		
本 庁 方 式	合併市町村の組織を一つの庁舎(本庁)に集約し、本庁以外の従来の庁舎は、支所、出張所とする。	事務の効率化が図られ、新市町村誕生の印象は強い。	新庁舎を建設するとなると莫大な費用がかかる。																		
分 庁 方 式	合併関係市町村の従来の庁舎に行政機能を持たせて振り分け利用する。	既存施設の利用のため、建設費は改装費程度で済む。	各業務を分散させた場合の住民に対する周知が必要であり、管理上は非効率的である。																		
総合支所方式	管理部門や事務局部門を除き、従来の合併関係市町村の庁舎における行政機能をそのまま残す。	住民や職員にとって最も現状に近く、サービスが容易に提供できる。	人件費等の削減が期待できにくく、合併による事務効率化が生かされない。新市の一体感に欠ける面もある。																		

協議第 4 号

新市建設計画の策定方針について（継続協議：当初提出日 平成 1 4 年 8 月 5 日）

上記について、調整方針（案）を別紙のとおり提出する。

平成 1 4 年 8 月 2 0 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊 藤 宏 太 郎

平成 年 月 日確認

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針（案）

協 議 項 目	新市建設計画の策定方針について	関 係 項 目	
調 整 方 針	新市の建設計画については、法定協議会で、小委員会を設置して検討し、協議会で協議する。		
留 意 事 項		先 例 地 の 事 例	備 考
新市建設計画は、合併に際し、住民に合併後のまちづくりに関するビジョンを示し、これによって住民が合併の適否を判断するという、いわば新市のマスタープランとしての役割を果たすものです。また、新市建設計画を基礎としてさまざまな財政支援措置が講じられることとなっています。 この策定に当たっては、合併特例法第5条の規定により、次のことに十分配慮することとされています。 ◆ 新市の建設を総合的かつ効果的に推進すること ◆ 新市の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図ること ◆ 新市の均衡ある発展に資するよう適切に配慮すること 先例地の事例では、住民の視点による検討を行うべきであるとの観点から規約に基づき市民代表である学識経験者委員を中心とした小委員会を設け検討がされています。 《建設計画の内容》 新市の建設計画の具体的内容は、合併協議会において主体的に決定されることとなりますが、合併特例法では計画に盛り込むべき事項として、おおむね次の事項が例示されています。 ◎ 新市の建設の基本方針 新市が将来進むべき方向及び行財政運営の基本等を定めるものです。 ◎ 新市の建設の根幹となるべき事業に関する事項 新市の方針を実現するための事業について、その大綱を定めるものです。 ◎ 公共的施設の統合整備に関する事項 支所や出張所の統廃合、小中学校の統廃合等、新市の公共的施設の整備統合について定めるものです。 ◎ 新市の財政計画 合併後おおむね5～10年度間程度の期間について定めることが適当とされています。		先例地の事例 さいたま市（新設合併 H13. 5. 1）：浦和市・大宮市・与野市 小委員会（25名，市民21名、学識経験者4名） 南宇和合併協議会（法定，H13. 10. 2設置）：内海村・城辺町・一本松町 ・西海町 小委員会（15名，議員5名、学識経験者10名）で協議中 かみうけな合併協議会（法定，H14. 6. 1設置）：久万町・面河村・美川村 ・柳谷村 小委員会（12名，議員4名、学識経験者8名）で協議中 宇摩合併協議会（法定，H14. 7. 1設置）：川之江市・伊予三島市・土居町 ・新宮村 新市建設計画専門部会で策定（職員のプロジェクトチーム編成） 小豆郡合併協議会（法定，H13. 4. 1）：内海町・土庄町、池田町 小委員会（10名，議員6名、学識経験者3名、大学教授1名）で協議中 宗像市・玄海町合併協議会（法定，H12. 4. 17設置） 小委員会（6名，議員3名、学識経験者3名）	